

入札説明書

秋田県出納局財産活用課

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）等に基づき秋田県が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 契約の名称
物品（古紙類）売買契約
- (2) 売却品の予定数量
128,000kg（分類は仕様書のとおり）
- (3) 契約期間
契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約方法
古紙類1kg当たりの単価契約
- (5) 引渡場所及び方法
仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納が無い者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納が無い者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 古物商許可証、一般廃棄物収集運搬許可証又は廃棄物再生事業者登録証を有する者であること。
- (6) 秋田県内に営業所を有していること。
- (7) 本件入札に係る入札参加申請書等を提出していること。

3 申請書等の提出について

入札に参加しようとする者は、次のとおり書類等を提出すること。

- (1) 提出書類等
 - ① 入札参加申請書
 - ② 誓約書
 - ③ 秋田県内の営業所に関する書類（履歴事項全部証明書等の写し）
 - ④ 入札保証金免除申請書（希望する者のみ）
 - ⑤ 使用する計量器の性能等が分かる資料（カタログ等の写し）

- ⑥ 古物商許可証、一般廃棄物収集運搬許可証又は廃棄物再生事業者登録証の写し
- ⑦ 役員情報一覧表（履歴事項全部証明書等に記載されている者全員）
- (2) 提出期間
令和8年5月12日（火）から令和8年5月18日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。
- (3) 提出時間
午前9時から午後5時まで
- (4) 提出場所
秋田県秋田市山王四丁目1-1
秋田県出納局 財産活用課 庁舎管理チーム
（電話番号018-860-2732）

4 参加資格者への通知について

入札参加申請書を提出した者に対し、令和8年5月20日（水）までに、参加資格の有無を通知するものとする。

5 入札執行の日時及び場所

令和8年5月21日（木）午後3時00分
秋田県庁地下1階 財産活用課入札室

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、予定総額（1キログラム当たりの単価に予定数量を乗じた額）の100分の5以上の金額を、開札までに納付しなければならない。ただし、財務規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金を納付する場合は入札開始の前までに、財産活用課庁舎管理チームへ手続きを行うこと。還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他は入札終了後直ちに行う。

(2) 契約保証金

落札者は、予定総額（1キログラム当たりの単価に予定数量を乗じた額）の100分の10以上の金額を、契約締結までに納付しなければならない。ただし、財務規則第177条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、次のいずれかの書類を令和8年5月18日（月）午後5時までに、第3（1）④入札保証金免除申請書とともに提出し、審査の結果、免除を認められた者。

① 県を被保険者とする入札保証保険契約書

② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことが分かる書類（契約書等）

- ③ 施行令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者であると証する書類（競争入札参加資格決定通知書等の写し）
- イ 契約保証金については、次のいずれかの書類を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者。
 - ① 県を被保険者とする契約保証保険契約書
 - ② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことが分かる書類（契約書及び検査結果通知等）
- ウ 審査資料等提出場所
秋田県出納局財産活用課庁舎管理チーム

7 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人の出席のもと行うものとする。
なお、代理人が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。
- (4) 入札は2回までとし、2回目の入札を終えても落札者がいない場合は、入札価格が最も高い者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (5) 入札者が1者でも入札を執行する。

8 落札者について

- (1) 落札者は、次の書類を契約担当者が指定する日までに提出すること。
 - ① 秋田県税について滞納が無いことを証する書面
 - ② 社会保険料に滞納が無いことを証する書面
- (2) 上記2つが確認できない場合は、先に提出された入札参加申請書に虚偽の記載があったとみなして、落札を取り消す場合がある。
- (3) 前項により落札を取り消した場合は、予定価格以上で入札した者のうちから、入札価格が当該落札者の次に高い者（該当する者が2者以上である場合は、第7（2）の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札者がくじにより決定された者である場合は、当該くじの次順位者とする。）を落札者とする。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札。
 - ア 委任状を持参しない代理人のした入札。
 - イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札。
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札。
- (3) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札。
- (4) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札。
- (5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札または首標金額を訂正した入札。
- (6) 記名押印を欠く入札。
- (7) 前各号に定めたほか、指示した条件に違反すると認められる入札。

10 契約の方法

落札者の入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって、古紙類1kg当たりの単価とする。

11 その他

- (1) 提出された入札参加申請書等は返却しない。なお、入札参加申請書等を公表し、又は無断で使用することは無いものとする。
- (2) 入札に関する説明会及び現場説明会は行わないものとする。
- (3) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 仕様書等について疑義がある場合は、令和8年5月14日(木)午後5時までに秋田県出納局財産活用課庁舎管理チームへ文書で提出すること。

12 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

入札に関すること

秋田県出納局財産活用課庁舎管理チーム（電 話 018-860-2732）
（FAX 018-860-3900）